

文京区から転出される方へ

① 転入届について

新住所に住み始めてから14日以内に新住所地の市区町村役場に以下をご持参のうえ届出してください。

- 転出証明書 ※特例転出届をされた方は、転出証明書が発行されません。
- 本人確認書類 ※外国籍の方は、転入者全員分の在留カード又は特別永住者証明書
- マイナンバーカード(顔写真付きのもの)、住民基本台帳カード
- 代理の方が手続きされる場合は委任状・代理の方の本人確認書類
- 印鑑(自治体により異なります)

◎ 転出が取りやめになった場合は、必ず戸籍住民課住民記録係までお知らせください。

② マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ

お持ちのカードを継続して利用するには、新住所地での手続きが必要となります。
手続きの際には暗証番号の入力が必要です。

! 以下の場合、カードは失効しますのでご注意ください **!**

- ・新住所に住み始めて14日を経過してから転入届をした場合
- ・転出予定日より30日を経過してから転入届をした場合

※e-Tax 等に使用する署名用電子証明書は、転出予定日で失効します。

※コンビニでの証明発行サービスは、転出手続き後は(引越日前のお手続でも)ご利用いただけません。

◎ 新住所地での利用については転入届の際にお問い合わせください。

③ 注意事項(転出予定日以降は、文京区に住民登録がないものとみなされます)

文京区の住民票の写し、印鑑登録証明書の交付について (証明係 03-5803-1176)	・ <u>転出予定日の前日まで</u> 取得できます(コンビニ交付は利用不可)。 ・請求時には「本人確認書類」(印鑑登録証明書を請求する場合は「印鑑登録証」)の他に「 <u>転出証明書</u> ※」も必要です。 ※特例転出届をされた方は転出証明書がありません。本人確認書類をご持参のうえ、文京区役所2階証明係又は区民サービスコーナーにて受付時間内(平日午前8時30分～午後5時まで)に証明書類の交付請求をしてください。
除票について (証明係 03-5803-1176)	住民票は転出予定日に除票となり、個人単位での交付となります。請求時には本人確認書類が必要となります。除票に記載されている方ご本人以外(代理人)が請求する場合は、委任状(委任者本人の署名があるもの)が必要となります。(同一世帯であった方が請求する場合でも、代理人としてご本人からの委任状が必要となります。)委任状がない場合は第三者請求となり、正当な理由がないと取得できません。(請求理由を証明できる疎明資料の提示を求められる場合があります。)※第三者請求は区民サービスコーナー、及び水曜夜間・日曜開庁日では取り扱っていません。
印鑑登録について	文京区での印鑑登録は、転出予定日に自動抹消されます。お手持ちの文京区印鑑登録証は転出日以降返納または破棄してください。
マイナンバーカードの交付申請をしている場合	転出予定日以降、マイナンバーカードの受け取りはできません。受け取ることができなかった場合、新住所地で再申請となりますのでご了承ください。

※個人番号通知書は、文京区の住所に転送不可の簡易書留で送付され、受け取れない場合は区役所に戻ります。本人確認書類をお持ちのうえ、区役所窓口にてお受け取りください。

文京区役所 戸籍住民課住民記録係 03-5803-1177(直通)

※その他の手続きについては裏面をご覧ください

※転出届に伴う区役所での主な手続きについて（詳しくは担当課にお問合せください）

	文京区での手続き	新住所地での手続き
11F 国保年金課 国保資格係 5803-1192 国民健康保険に加入している方 国民健康保険加入者のうち、 修学のために転出する方 児童福祉施設、障害者支援施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に入所する方	転出する方及び世帯主変更が必要な方の 資格確認書・資格情報通知書 をご持参ください。 お忘れの場合は、転出日以降にご自身で破棄をお願いします。	改めて、加入手続きをしてください。 ※文京区の 資格確認書・資格情報通知書 は 転出日の前日まで お使いいただけます。
11F 国保年金課 高齢者医療係 5803-1205 後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方）	●転出先が都外の方 左記担当で「負担区分証明書」を受け取ってください。転出日以降保険証は使用できませんのでお返しください。 ●転出先が都外の特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の場合は、9F介護保険課で住所地特例の手続き後、左記担当で「住所地特例の適用に関する届出書」を提出してください。 ●転出先が都内の方：手続きの必要はありません。	「負担区分証明書」を持参して、新住所地で加入手続きをしてください。 手続きの必要はありません。 手続きの必要はありません。
11F 国保年金課 国民年金係 5803-1196～1197	●国民年金に加入している方 手続きの必要はありません。 ●年金を受給している方 手続きの必要はありません。	●国民年金に加入している方 手続きの必要はありません。 ●年金を受給している方 手続きの必要はありません。
9F 介護保険課 資格保険料係 5803-1379 特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等に入所する方 介護保険被保険者証をお持ちの方 要介護認定・要支援認定を受けている方	転出届後、介護保険課に「住所地特例適用届」を提出してください。 保険証をお返しください。 介護保険課で「受給資格証明書」を受取ってください。	施設等への届出の手続きをしてください。 手続きは必要ありません。 「受給資格証明書」を持参して、転入日から14日以内に、担当課で手続きを行ってください。
9F 障害福祉課 障害者在宅サービス係 5803-1212 受給者証をお持ちの方	転出先が都内の場合、障害福祉課で受給者証交付状況連絡票の申請をしてください。	転出先が都内の方は、受給者証交付状況連絡票を持参のうえ、手続きをしてください。 ※  受給者証は都の制度です。新住所が都外の方は資格がなくなります。
20F 学務課 学事係 5803-1295 文京区立小・中学校から転校する方 就学援助を受けている方	在学していた文京区立小・中学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」を受け取ってください。 手続きの必要はありません。	「在学証明書」と「教科書給与証明書」を持参して、新住所地の教育委員会で転校の手続きをしてください。 新住所地で、新たに就学援助を申請してください。
12F 幼児保育課 入園相談係 5803-1190 認可保育園に通園の児童がいる方 区立幼稚園に通園の園児がいる方	「保育所退所届」を幼児保育課へ提出してください。（電子申請可） 「退園届」を幼稚園に提出してください。（電子申請可）	文京区の保育園に引き続き通う場合は、転入後に新住所地でお手続きが必要となります。詳細は新住所地にお問合せください。 新住所地で、新たに入園申請をしてください。
12F 幼児保育課 施設給付・私立幼稚園担当 5803-1823 国立・私立幼稚園等に在籍している園児がいる方 認可外保育施設に通園している児童がいる方	「施設型給付費等・地域型保育給付費等・施設等利用費変更届」を幼児保育課へ提出してください。 転出に合わせて退園する場合は、「退園届の写し」も併せて提出してください。	新住所先であらためて、「保育の必要性」の認定手続きが必要となります。詳細は新住所地にお問合せください。
5F 子育て支援課 児童給付係 コールセンター 5803-1288 児童手当を受けている方 子どもの医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方	児童給付係に消滅届を提出してください。  とも児童給付係へ消滅届を提出し、医療証をお返しください。（医療証をお持ちでない場合は、後日郵送で返却してください。）転出日以降は使用できません。	健康保険証、振込口座および父母のマイナンバーがわかるものを持参して、転出証明書に記載された異動日から15日以内に手続きしてください。 新住所に確認のうえ手続きしてください。
10F 税務課 税務係 5803-1152 原動機付自転車をお持ちの方	①本人確認書類②ナンバープレート（あれば標識交付証明書も）を持参して廃車手続きをしてください。	転出後も引き続き使用する場合は、新住所先で登録が必要です。新住所に確認のうえ手続きしてください。
10F 税務課 課税第一・第二係 5803-1154～1155 個人住民税を納付している方	1月1日現在、文京区に住所があった方は、個人住民税が文京区から課税され、納付する必要があります。	
8F 生活衛生課 環境衛生担当 5803-1227 飼い犬の登録をしている方	手続きの必要はありません。	新住所に手続き方法を確認のうえ、飼い犬の登録手続きをしてください。
16F 予防対策課 感染症対策担当 5803-1834 定期予防接種が未接種の方	手続きの必要はありません。	定期予防接種が未接種の場合は、新住所地に確認の上、手続きをしてください。

※文京区で発行している保険証、医療証等の有効期限は転出日の前日までです。転出日以降使用した場合は、保険者支払医療費を返金していただく手続きが必要になりますのでご注意ください。